

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月17日

### 1 意見の概要

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：ニトリふじみ野店

所在地：ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1940番11

#### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

##### (1) 「大店立地法」の目的である『出店する周辺の生活環境の保持』での視点

##### ①交通問題

児童生徒の登下校には十分配慮してください。

交通整理員等の配置を可能な限りお願いします。

幹線9号線からの入口について歩行者の捲込み事故が起きないように安全対策を行ってください。

##### ②騒音問題

近隣騒音や低周波騒音の発生源となるような、エアコン室外機や給湯器等の設置場所等について周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう配慮してください。

営業にともなう騒音について周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう騒音対策等に配慮してください。

夜間の営業を行う場合は、埼玉県生活環境保全条例を遵守し、近隣住宅地へ騒音等の影響を及ぼさないよう防音等を配慮してください。

埼玉県生活環境保全条例第50条の規定により作業場等における騒音・振動に係る規制基準が定められていますので遵守してください。

##### ③光害問題について

屋外における照明について周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう光の向き等に配慮してください。

##### ④防犯問題

#### ア ふじみ野市防犯推進条例の遵守

ふじみ野市防犯推進条例を遵守し、防犯のまちづくりに必要な措置を講ずるようお願いします。

#### イ ふじみ野市防犯推進会議への加入お願い

ふじみ野市では犯罪のないまちづくりの推進のため、市内の自治組織や事業者等の皆様が構成された防犯組織「ふじみ野市防犯推進会議」を設置しています。会費は無料で、会員は日常生活で簡単な防犯活動を行っていただくとともに、市

民や従業員の皆様に防犯意識の啓発を呼び掛けていただく等、安全安心なまちにする活動を展開しています。ご加入をご検討いただきますよう、お願いします。

(2) 「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」にある『大型店、チェーン店に求める地域商業貢献』での視点

①まちづくりへの協力

市内イベント・行事への参加・協力、活動場所の提供をお願いします。

②商店街、商工団体への参画

ふじみ野市商工会加盟及び地元商店会との連携協力をお願いします。

(3) 上記の視点以外の事項

騒音被害や二酸化炭素の排出を抑えるため、埼玉県生活環境保全条例第41条、同条例規則第21条に基づき、アイドリングストップの周知が必要です。駐車場利用者全員に周知できるよう心掛けてください。

当該地域は、悪臭防止法第3条に基づく規制地域です。防臭設備、排気口の向き等について考慮するとともに、同法第4条第2項各号に基づく規制基準を遵守してください。

工場、事業場については、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例等環境関連法に基づく規制基準を遵守してください。施設が該当する場合は、届出が必要となります。

2 縦覧期間

令和8年4月17日から令和8年5月17日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター